

債権の申出書の提出がなかったことの証明願の

郵送による受付について

債権の申出書の提出がなかったことの証明（営業保証金取戻し証明）の郵送による交付を希望する方に対して、郵送による受付を行っています。

なお、郵送の場合、約1週間の日数を要しますので、お急ぎの方は、窓口での提出をお願いします。

提出方法

郵送による提出を希望する方は、証明願に必要な事項を記入のうえ、下記の書類を必ず同封のうえ、簡易書留で郵送提出してください。

受付が終わりましたら、同封された封筒により簡易書留で証明書を返送します。

債権の申出書の提出がなかったことの証明

- ① 証明願（2部）
- ② 営業保証金取戻し公告届控えのコピー
- ③ 手数料500円

※平成30年（2018年）10月1日に大阪府証紙は廃止になりました。
平成31年（2019年）4月1日以降、大阪府証紙は使用できません。

【手数料の納付方法】下記①、②のいずれかの方法で納付できます。

①大阪府手数料納付窓口での納付

○「大阪府手数料（Pos）」納付用連絡票 [PDFファイル](#)をダウンロードして添付してください。

○納付窓口の設置場所及び取扱時間

- ・府庁本館：1階りそな銀行大手支店内（9時～17時：銀行営業時間と同じ）
- ・府庁別館：1階玄関ホール内（9時15分～12時、13時～17時30分）
- ・咲洲庁舎：1階フェスパ内（9時15分～17時30分）

手数料納付窓口（POSレジ）では、令和2年12月22日（火）より、現金の他に一部のキャッシュレス（クレジットカード、電子マネー、スマートフォン決済）によるお支払方法がお選びいただけます。

支払い可能な決済方法等、詳しくは会計局のホームページをご覧ください。

→ (<http://www.pref.osaka.lg.jp/kaikei/madoguchi/index.html>)

②コンビニエンスストアでの納付

詳細は、建築振興課ホームページでご確認ください。

(<https://www.payment.pref.osaka.lg.jp/cvsps-shinsei/RS10101/00204>)

(120円＋税の手数料が別途必要です)

④ 返信用の封筒

(基本料金＋簡易書留分の切手を貼り、送付先住所を記入のこと)

⑤ 昼間に連絡が取れる電話番号と連絡者名を記入したメモ

★取戻し権者確認のため、必要に応じて上記以外の書類をいただくことがあります。

★証明日についての注意事項

官報掲載日の翌日から6ヶ月後の応答日までが債権の申し出期間となります。ただし、応答日が休日となる場合、応答日の次の開庁日までが債権の申し出期間となります。証明については、この応答日の翌開庁日以降でないとできませんので、ご注意ください。

◆ 郵送先

〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎内
大阪府 建築振興課宅建業免許申請受付窓口 **2F**

※送付封筒の表に「証明願在中」と朱書きをしてください。

TEL: 06-6941-0351 (内線: 3085・3088)

FAX: 06-6614-7562